

○議長（茅沼隆文）

日程第2、発議第1号 開成町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについてを議題とします。

趣旨説明を提案議員に求めます。

小林哲雄君、どうぞ。

○7番（小林哲雄）

それでは、発議第1号 開成町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて、ご説明いたします。

まず、初めに今回の会議規則及び次に出されます発議第2号の開成町議会委員会条例の改正に至る経過について、説明させていただきます。

平成24年9月5日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、地方議会の会期、臨時会の招集権、議会運営、議会の調査権、政務調査費などの地方議会制度、再議制度、専決処分などの議会と首長の関係などについて改正がされました。

これらのうち、議会運営に係る改正として、本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることができたため、及び委員会に関する規定が簡素化され、委員の選任方法、在任期間等について、法律で定められていた事項が条例に委任されたことに伴って、それぞれ公聴会の開催及び参考人の招致を開成町議会会議規則に、委員会委員の選任方法や、在任期間を開成町議会委員会条例に規定するために改正を行うものであります。

それでは、お手元の発議第1号の議案の説明に入ります。

まず、表紙をごらんください。初めに朗読させていただきます。

発議第1号 開成町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び開成町議会会議規則第13条の規定により提出します。

平成25年2月12日提出、提出者、開成町議会議員、小林哲雄、賛成者、開成町議会議員、吉田敏郎、賛成者、同じく小林秀樹、賛成者、同じく高橋久志。

提案理由、地方自治法の一部改正により、議会本会議においても公聴会の開催及び参考人の招致をすることができたため、所要の措置を講じ、並びに例規整備を図るため、開成町議会会議規則の一部を改正する規則の制定を提案いたします。

1枚おめくりください。開成町議会規則第 号、開成町議会会議規則の一部を改正する規則。

開成町議会会議規則（平成8年開成町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

それでは、改正内容の説明になりますが、説明は添付の資料で行いたいと思います。お手数を掛けますが、5ページをお開きください。欄の左から改正後、改正前、当該

箇所の解説となっております。

まずは、目次の改正です。これまででは、第1章から第16章までの構成でしたが、公聴会に関する規定を第14章に、参考人に関する規定を第15章に置き、これまでの第14章から第16章を2章ずつ繰り下げる、全18章の構成とするものであります。

続いて、第16条の改正ですが、この条は、修正の動議について定めていますが、引用している地方自治法の規定が、今回の改正により第115条の2から第115条の3に繰り下がったことによるものです。

次に、71条第2項の改正ですが、この項は、議会運営委員会が行う調査について定めたものですが、これも法改正により引用している地方自治法の規定が109条の2第4項から第109条第3項に改められたことによるものです。

6ページをお開きください。第113条の次に第14章として、公聴会に関する規定を第114条から第119条まで定めるものです。なお、この説明資料の改正前の欄に米印で示すように、内容的には、これまで委員会条例で規定されていた公聴会の規定とほぼ同様の規定となっています。

では、114条です。ここでは、公聴会の手続について規定しています。第1項では、開催の決定は議決によること。第2項では、前項で開催決定の議決があった場合、議長はその公聴会の日時、場所、条件を公示する旨を規定しています。

続いて、7ページをお願いいたします。戻りまして、115条では、公聴会で意見を述べることを希望する者は、事前に理由及び賛否を文書で議会へ提出しておかなければならぬことを規定しております。

続いて、7ページをお願いいたします。第116条は、公述人についての規定です。第1項では、公聴会で意見を聞こうとする者を公述人と呼び、利害関係者及び学識経験者等で申し出のあった者及びその他の者から議会で定めること。また、定めた場合、議長から本人に通知することを定めています。

第2項では、公述人の選定をする場合には、賛成、反対が偏らないようにすることを定めています。

第117条は、公述人の発言についての規定です。第1項では、発言するには、議長の許可が必要であり。第2項では、発言内容は、その案件に関するものに限られること。第3項では、発言が不適当であると認める場合には、議長発言の制限や対応させることができることを定めています。

第118条、議員と公述人との質疑に関する規定です。第1項では、議員は公述人に質疑できるとしていますが、8ページの第2項をお願いします。8ページの第2項で、逆に公述人は議員に質疑できないと定めています。

第119条は、代理人または文書による意見の陳述についての規定です。原則としては、公述人は、本人が議会で発言するものとしています。ただし、病気等により出席することが困難である理由で、議会が許可した場合には、代理人が陳述することや、文書での意見提示も認められることを定めています。

続いて、第15章の参考人に関する規定です。第120条、1条のみです。第1項

では、議会本会議に参考人の出席を求めるときは、議会の議決によること。第2項では、前項で参考人招致の決定の議決があった場合、議長が参考人に必要事項を通知することを規定しています。

第3項では、この参考人に関する規定では、前3条を準用するとしています。つまり、第117条の公述人の発言を参考人の発言として準用し、第18条の議員と公述人の質疑を議員と参考人の質疑として準用する。そして、第119条の代理人または文書による意見の陳述についても、参考人の場合に準用することとしています。

9ページの第16章以降は、章が2章、条が7条加わったことにより、それぞれの章番号、条番号を繰り下げる改正です。

最後に、附則ですが、第71条に関する改正以外は、地方自治法の改正が昨年の9月5日に公布、施行されていますので公布の日から、第71条で引用している委員会に関する地方自治法の改正は、9月5日から6ヶ月内の政令で定める日から施行とされていましたが、この政令が2月6日に公布されました。施行日が、平成25年3月1日と定められたので、第71条に関する改正は、3月1日を施行日とするものです。

説明は以上です。審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

お諮りします。質疑を打ち切り、討論を省略して、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ご異議なしと認め、採決いたします。

発議第1号　開成町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

起立全員によって、可決いたしました。